

イギリスにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する二つの先例：ドゥルー対ナン事件(Drew v. Nunn (1879) 4 Q.B.D.661)とヨング対トインビー事件 (Yonge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215) (上)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2015-06-29
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 志村, 武
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008809

翻 訳

「イギリスにおける本人無能力時の任意代理権存続に関する二つの先例
——ドゥルー対ナン事件 (Drew v. Nunn (1879) 4 Q. B. D. 661) と
ヨング対トインビー事件 (Yonge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215)——(上)」

志 村 武 訳

本稿は、ドゥルー対ナン事件 (Drew v. Nunn (1879) 4 Q. B. D. 661)〔控訴院判決〕の全部、および、ヨング対トインビー事件 (Yonge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215)〔控訴院判決〕の前半部分(事実と当事者間の訴答手続の部分)、の全文訳である。ヨング対トインビー事件の後半部分(判決部分)の全文訳と、この二つの判決の検討については、今後の研究課題としたい。

ドゥルー対ナン事件 (Drew v. Nunn (1879) 4 Q. B. D. 661)

〔控訴院判決〕

本件は、被告が精神障害 (insane) であった間に、商人によって被告の妻にその注文に応じて供給された商品の代金を回復しようとして提起された訴訟である。以下の事実がメラー裁判官の面前においてなされた事実審理で証明されたものである。被告の妻は一八七二年に原告と取引を始めた。被告は妻がいくつか商品を注文した時にその場において、その代金の支払もしている。一八七三年に被告は病気になる、その年の十一月に被告は代理人 (agent) に自分の全収入を妻に払うよう命じ、自分の取引銀行に宛てて小切手を振り出す権限を妻に与えた。被告は十二月に精神障害となり、一八七七年の四月まで精神病院に収容された。被告が精神病院にいた間に、か

れの妻は原告に商品を注文し、原告は妻に付けて商品を供給した。原告は被告が精神障害であり、精神病院に監禁されていたことを知らなかった。また、原告は被告の収入が妻に支払われていたということも知らなかった。被告は、一八七七年四月に理性の作用を回復し、その六月に、妻に与えていたかもしれない自分の代理人として行動したり、自分の信用を担保としたりするあらゆる権限を撤回した。

メラー裁判官は、被告が精神病院に収容されていた間の被告の妻の収入が彼女が生活するのに十分であったかどうかにつき陪審に尋ねるのを拒否し、もし被告の妻が行ったことが被告が妻と一緒に生活していた間に取られていた方法に従ったものであったならば、原告は勝訴する資格があると陪審に説示した。陪審は原告勝訴の評決を下した。

被告は再審理を女王座部に申し立てたが、その申立は拒否された。当裁判所へ控訴がなされた結果、説示の誤りを根拠に再審理を求める仮命令が認められた。

一八七八年十一月二十二日。原告側のウィリス勅選弁護士が、(アール・オウ・ビー・レイン弁護士とともに) 訴訟原因を開示した。メラー裁判官の説示は正当であった。信用を与

える者が精神障害が介在したことを知らないのならば、精神障害になる人の信用を担保に入れる権限は精神障害によって撤回されないものである。被告は、被告の妻が被告の代理人として行動する権限を有していると原告が推定する資格を有するように、自分自身で行動したのであった。したがって、*ライアン*対*サムス*事件 [*Ryan v. Sams*, 12 Q. B. 460; 17 L. J. (Q. B.) 271] から導かれる原則の適用範囲内にある*ジョリー*対*リース*事件 [*Jolly v. Rees*, 15 C. B. (N. S.) 628; 33 L. J. (C. P.) 177] は本件に適用されない。精神障害者 (*imatic*) は、契約の相手方がかれが精神障害であることを知らなかったならば、自ら締結した合理的な契約に基づいて責任を負う。ブ라운対*ジョットレル*事件 [*Browne v. Jodrell*, *Mood & M. 105*]、バクスター対*ポーツマス*の伯爵事件 [*Baxter v. Earl of Portsmouth*, 2 B. & C. 170; *Bagster v. Earl of Portsmouth* の名で 7 D. & R. 614]、モルトン対*キャムルー*事件 [*Molton v. Camroux*, 2 E. x. 487; 18 L. J. (Ex.) 68, in Ex. Ch. 4 Ex. 17; 18 L. J. (Ex.) 356] を参照。本件においては、原告は被告が精神障害であるということを知らなかったのであり、したがって、本件は*デイン*対*カークウォール*子爵

夫人事件 (Dane v. Viscountess Kirkwall, 8 C. & P. 679) においてパットソン裁判官が依拠した原則の適用範囲内にはない。エクイティにおいてさえ、精神障害者の締結した契約は、それが公正でその者の疾患について通知がなされずに締結されたものであるかぎり、取り消すことはできないとされたのである。ニール対モーリー事件 (Niell v. Morley, 9 Ves. 478) 参照。精神障害者は代理人を任命できないといわれているが、この法理は一定の制限に服すると考えるべきである。ステッド対ソーントン事件 (Stead v. Thornton, 3 B. & Ad. 357, n) は、金銭を受け取った時点で、被告は自分の本人であると主張した者が精神障害であることを知っていたにちがいないという事例に関する事件であった。ターバック対ビスファム事件 (Tarbuck v. Bispham, 2 M. & W. 2, at p. 8) において、パーク財務府裁判所裁判官は「精神障害者は代理人を任命する能力がない」と述べたが、この傍論は、精神障害者が介在した後には精神障害者は代理人を任命できない、ということをも単に指摘しようとする意図をもっていたにすぎなかったのである。リード対レガード事件 (Read v. Legard, 6 E. x. 636; 20 L. J. (Ex.) 309) では、夫は自分が精神障害であ

る間に妻に提供された生活必需品について責任を負うと判示されている。しかし、この判例は夫と妻との間に存する関係に基づいて下されたものであり、本件にとっては重要ではない、ということが原告のために認められうる。しかし、リチャードソン対ドゥ・ボイス事件 (Richardson v. Du Bois, Law Rep. 5 Q. B. 51) では、本件と同様の法理に基づいて、精神障害の夫は妻を自らの代理人であるとして原告に表示していないので責任を負わない、と判示された。デイヴィッドソン対ウッド事件 (Davidson v. Wood, 1 D. J. & S. 465; 32 L. J. (Ch.) 400) においては、夫が精神障害の間に妻に前貸しされ、妻の必要経費の支払にあてられた金銭に対して、遺言者の遺産に不利な証明が認められたのだった。

【ラムウェル控訴院裁判官。デイヴィッドソン対ウッド事件 (Davidson v. Wood, 1 D. J. & S. 465; 32 L. J. (Ch.) 400) は、現在当裁判所に係属中の本件には関係ない。すなわち、デイヴィッドソン対ウッド事件は単に生活必需品に関する責任についての事件であり、コモン・ロー上はそうでないものの、エクイティ上は、生活必需品に使われるために妻に前貸しされた金銭について、夫は返済義務を負うとされたのである。

ジェンナー対モリス事件 [Jenner v. Morris, 3 D. F. & J. 45; 30 L. J. (Ch.) 361] 参照。]

被告の弁護士は、ストウリの代理法 (第七版) の第十八章四八一条 [Story on Agency, ch. xiv, par. 481, (7th ed.)] に依拠しようとするかもしれないが、そこに付された註で引用されている權威的典籍は、本文で規定された法理に疑いを投げかけているように思われる。權威的典籍はチティーの契約法 (第十版) [Chitty on Contracts, ch. ii, p. 133 (10th ed.)] の第二章一三三頁に収集されており、それは精神障害者が善意で (bona fide) 自分と取引した相手方との間で締結した契約につき責任を負うことをはっきりと示している。マンビー対スコット事件 [Manby v. Scott, 1 Sid. 112] では、心神喪失者 (idiot) は家の管理人としての自分に提供された生活必需品について責任を負う、と裁判官のうち三人が判示した。

被告側のホーン・ペイン弁護士。メラール裁判官は陪審に誤った説示を与えた。証明された事実によれば、原告は勝訴の評決を受ける資格を有していなかったのである。一般的な準則によれば、精神障害者は契約を締結することができない。精神障害者は生活必需品について責任を負うことがあるが、本

件では提供された商品が被告の妻にとって生活必需品であったとは認定されていない。精神障害者は婚姻につき契約を締結することができない。ブラウニング対リーン事件 [Browning v. Reane, 2 Phillim. Eccl. Cas. 69] 参照。精神障害者は自分に負担を課することのあるいかなる契約によっても拘束されないのである。ハワード対デググビー事件 [Howard v. Digby, 2 Cl. & F. 634, at p. 661] 参照。

精神障害者は代理人を任命することができない。ステッド対ソーントン事件 [Stead v. Thornton, 3 B. & Ad. 357, n.]、ターバック対ビスファム事件 [Tarbuck v. Bispham, 2 M. & W. 2, at p. 8, バーク財務府裁判所裁判官の判示部分。] 参照。ストウリの代理法の第二章六条 [Story on Agency, ch. ii, par. 6] は、心神喪失者 (idiots) と精神障害者 (lunatics) は全く代理人を任命することができないことを端的に規定している。自らの事務を管理することができず、自らの行為の結果を判断できない者は、生活必需品以外の商品に関する契約について責任ありとされるべきではない。本人死亡の時点で、代理人の代理権は消滅する。したがって、妻は夫の死後その遺産を拘束することはできない。プレイズ対フリー事件

[Blades v. Free, 9 B. & C. 167] 参照。また、夫の死亡を知らずして夫に代つて契約を締結した妻は、個人的な責任を負わない。スマウト対イルベリー事件 [Smout v. Ilbery, 10 M. & W.] 参照。これと同様の原則が、本件に適用されるべきである。精神障害者は、あたかも死亡しているかのように、行為することができないのだから、自らが精神障害でない間に任命した代理人によつてなされた行為につき、責任ありとされるべきではない。本人は自らの精神的虚弱性のゆえに、代理人をコントロールしたり、自分に代つてなされたと主張されている行為について自分の責任を否定したりする力がないのである。

後日言渡判決。

一八九七年五月三十日。以下の判決が下された。――

ブレット控訴院裁判官。 本控訴は、何らかの明瞭な原則によつて解決できるかどうか確かめるために、主として私の責任で、長期間にわたつて継続している。しかしながら、この問題に関する法は非常に満足のゆかない根拠に基づいて存在

している、と私には思われる。

本訴訟はメラー裁判官の下で審理されたもので、被告が精神障害の間に原告によつて被告の妻に提供されたブーツと靴の代金を回復しようとして提起されたものである。被告が精神障害になる前に、自分に代つて行動する絶対的な代理権 (absolute authority) を妻に与えており、その絶対的な代理権を与えられたものとして、原告に妻を表示していたことについては争いが無い。その後、被告は精神障害 (insane) になり、自分自身のために行動することができなくなり、被告の精神障害 (insanity) は、被告が契約を締結しようとしたであろう契約相手の誰の目にも明らかかなほどであった。被告がこのような精神錯乱状態にあつた間に、彼の妻は、被告の精神障害について何ら通知を受けていなかった原告に商品を注文し、原告から商品の提供を受けた。被告は、しばらくの間、精神病院に収容されたが、後に正気に復した。そして、被告は、自分が妻に与えた代理権は自分の精神障害によつて消滅したのであり、妻の注文によつて提供された商品の対価について自分は責任を負わないということを根拠として、訴訟原因に對して答弁をした。メラー裁判官は、被告の精神障害の程度

については陪審に対して争点としなかったが、法律問題として、原告は権利を回復する資格があると事実上説示した。被告の精神障害は私が既に指摘した程度には達していたと考えなければならぬ、と私には思われる。

以上の事実状況において、二つの問題が生じる。精神障害は代理人の代理権を消滅させるのであろうか。この問題は明確な原則によつて既に長い間にわたつて解決されてきているという答を一般に期待するかもしれない。しかし、ストウリの代理法(Story on Agency)やスコットランドの權威的典籍やポティエ(Pothier)などのフランスの權威的典籍を調べると、何ら満足できるような結論には到達していないことに私は氣づくのである。もし本件においてみられるような精神障害が代理人の代理権を消滅させないとするのならば、原告は明らかに勝訴する資格があるということにならう。しかし、私見によれば、本件のような精神障害は代理人の代理権を実際に消滅させるのである。本人の置かれた状態に変化を生じさせる一定の場合において代理人の代理権は消滅する、ということには疑いの余地はない。かくして、本人の破産や死亡、女性である本人の婚姻、これらのすべてが代理人の代理権を

消滅させるのである。この結論は別の本人が創り出されるという状況から生じる、と主張することもできよう。破産に際しては受託者が本人となる。死亡に際しては、不動産につき相続人や受遺者が本人となり、動産につき遺言執行者や遺産管理人が本人となる。そして女性である本人の婚姻に際しては、夫が本人の地位に取つて代るのである。したがつて、以上の類推から、精神障害者は新しい本人、すなわち、その後見人(committee)が任命されるまで責任を負い続けると主張されてきている。しかし、これが正しい根拠であると私は考えることができない。というのは、遺言執行者は、すくなくとも一定の場合には、遺言者によつて締結された契約を履行する義務を負うからである。私は、受け入れられるべき満足のいく原則とは、本人がもはや自分の力で行動できないくらいの変化が本人に生じたときは、本人が任命した代理人はもはや本人に代つて行動することはできないというものである、と考える。本件においては、本人の置かれた状態に大きな変化が生じている。すなわち、本人は自分の力で行動できない程度にまで精神障害を患つていた。したがつて、かれの代理人であるかれの妻は、もはやかれに代つて行動すること

はできなかったのである。以上、私が指摘してきた根拠によつて、彼女の代理権は消滅したと私は考える。代理人が本人が無能力で行動できないということを知つた後でも本人に代つて行動する外観を呈するならば、その代理人は第三者によつて訴えられる責任を負う、と私には思われる。そのような場合においては、代理人は不法に (wrongfully) 行動しているのである。被告の妻は自分の夫の精神障害について知つていたと考えられなければならない。そして、もし被告自身が彼女を自分の代理人として表示していなかったいかなる人に対してであれ彼女が被告の代理人として行動する外観を呈していたならば、彼女は不法に行動していたことになるであらう。そして、彼女が結婚しているという状況がなければ、夫に代つて行動する外観を呈した相手方からの損害賠償請求の訴えに対して責任を負つたであらう。私見によれば、代理人として表示されていない者が精神障害者の代わりに行動する外観を呈するならば、それによつて締結された契約は本人とされた者に対して無効であり、代理人であると偽つた者は善意の者を誤信させたことにつき訴えに対して責任を負うのである。

この場合、第二の問題が生じる。それは、本人が他人を自

分の代理人として表示した後に精神障害となつてしまい、第三者が本人が精神障害であることの通知を受けずに代理人と取引をした場合に、その取引の結果はどうなるか、というものである。一般に、代理人に対して代理権が与えられうる方法は二つありうる。第一に、代理権がこれによつて創り出されたとそれ自体が述べている委任状などの文書によつて、代理権は与えられうる。この文書はそれ自体が、代理人が本人に代つて行動しようという本人による主張なのである。第二に、代理権は、本人が代理人を自分に代つて行動する資格を包括的に (generally) 有すると表示することによつても、創り出されるのである。本件における代理権は、後者の方法によつて創り出されたものである。被告とその妻との間に關するかぎり、被告が精神障害となり妻がそれを知つた時点で代理権は消滅したのである。しかし、本人が精神障害となつたことを知らずに代理人と取引をする者は、本人と契約を締結する権利があるのであつて、精神障害者であるとはいへ本人は拘束され、自分に代つて締結された外観を呈するその契約を拒絶することはできない、と私には思われる。この法理は私には正しい原則だと思われるものの、この法理がその存在

を依拠している根拠を確定することは難しい。精神障害である本人に責任ありとする権利は契約（contract）に依拠している、ともいわれている。しかし、私はこの説に賛成するのには困難を憶える。さらに、本人に責任を負わせる権利は禁反言（estoppel）に依拠しているともいわれてきている。しかし、私には、禁反言が創り出されたということが理解できない。

けれども、この権利は本人によつてなされ、その表示が撤回されたと聞くまではそれに従つて行動する資格を第三者に与える表示（representations）に依拠している、ともいわれてきている。さらに、ストウリの代理法（第七版）の第十八章四八一条六〇頁（*Story on Agency*, ch. xiv, §481, p. 610 (7th ed.)) に収集されている権威的典籍は、公序（public policy）という根拠にこの権利を基礎付けているように思われる。ここでは、この権利の存在は社会全体の取引（public business）に資するために働いている、と実質的に言われている。しかしながら、他人を代理人として差し出す（holding out of another person as agent）ことは、それがなされた時点において第三者がそれに基づいて行動する権利を有しており、精神障害が介在しなかったならば第三者は依然としてそれに基

づいて行動する権利を有していたであろう、表示（representation）にほかならない、というほうがこの準則を説明する方法としてより優れている。本件では、妻は代理人として差し出されたのであり、原告はこの表示が撤回されていたという通知を受けずに、被告によつてなされたこの妻の代理権に関する表示に基づいて行動したのである。被告は自らなしたこの表示の結果から逃れることはできないのであつて、その撤回について第三者に通知することなくしては、第三者との関係では代理人の代理権を撤回することはできないのである。

本人が代理人の代理権を撤回しても、通知をしておらず、代理人が本人に代つて不法に契約を締結するならば、本人は拘束されることになる。本件被告は精神障害となり、自分の妻に与えていた代理権を撤回することはできなかった。よつて、被告は妻の行為による責任なき（innocent）被害者かもしれない。しかし、代理人と善意で（bona fide）取引した原告もまた責任がないのであつて、二人の責任なき者のうち一人が第三者の不法な行為によつて生じた損害を被らねばならない場合には、この二人の間に關するかぎりこの害を生ぜしめたそもその原因は表示であるので、その表示をした者こそが被害

者になるべきであり、その損害を負わねばならないのである。ここにおいて、原告が被害者となるべきであるという言葉は被告の口の中には存在しないのである。

このような一般的な原則の適用にあたっては、困難が生じる可能性がある。たとえば、ある人が表示をして、その死後にその表示者が死亡したことを知らずに他人がその表示に基づいて行動したとしよう。私見によれば、死者の遺産はその表示に基づいて行動することによって生じたいかなる損害を償うためにも拘束されるであろう。しかしながら、今日、この論点について決定する必要はない。

以上述べた根拠に基づいて、私は次のような見解を有している。すなわち、被告の妻の代理権は被告の精神障害によって消滅し、彼女は原告と取引をする代理権を何ら有していなかったのだけれども、それにもかかわらず、原告は損害の回復をうける資格を有している。なぜならば、被告は精神障害になつていない間に原告に表示をしたのであり、その表示に基づいて原告は被告の精神障害について通知を受けるまで行動する資格を有しており、原告が被告の精神障害について通知を受けたのは現在その代金支払の訴えを提起している商品

を提供した後だったからである。メラー裁判官の説示は正当であつた。

ブラムウェル控訴院裁判官。私は、ブレット控訴院裁判官がたつた今下した判決に賛成する。被告は原告に自分の妻は自分を拘束する権限を有していると述べたのであるから、その権限が与えられていた場合には、それは原告に関するかぎり、それが撤回され原告がその撤回の通知を受けるまでは存在し続けた、と考えるべきである。精神障害 (insanity) は意思による撤回 (intentional revocation) ではないので、この法理は精神障害にまで及ばないと主張されるかもしれないが、精神障害は本人と代理人に関する一般的な法の例外を形成するものではないと私は考える。もし代理人がその権限を濫用するならば、精神障害の本人にとっては酷なことであるかもしれない。しかし、他方では、精神障害は特権ではなくて不幸な出来事であり、善意の者に損害を与えることが許されてはならないということが思い出されねばならない。仮に精神障害を患う者によってなされたすべての表示が、その者の疾患について何ら通知がなされずに、精神障害によって無

効になるとしたら、有害な結果を生ぜしめることになるだろう。仮に被告側の弁論が正しいとするならば、被告が精神障害となつた後に被告によって、または、被告の代わりになされたすべての行為は無効として取り扱われねばならなくなる。精神障害者の責任に關する法理の限界は不明確となりうるので、ゆるやかな準則を定立するのは不可能かもしれない。しかし、本件事実は、保証 (guarantee) の場合に似ていると私は考える。仮に、受約者が商品を指定された人に供給するならば、約束者はその商品の代金が間違ひなく支払われるよう取り計らうという約束がなされたとしよう。そして、この場合に約束者が自分の責任を終わらせようと意圖するが、受約者にその通知を与えることができないうちに受約者が指定された人に商品を供給してしまつたとする。約束者は確実に商品の代金につき責任を負う。というのは、約束者と受約者の間でなされたこの取引は、約束者によつて撤回され、かつ、その撤回の通知を受約者が受けるまでは存続することになつてゐる合意や許可に相当してゐたからである。

被告の精神障害はその妻の代理權を撤回することになる程度にまで達してゐたとブレット控訴院裁判官によつて推定さ

れてゐる。部分的な精神状態の錯乱 (partial mental derangement) であつてもそのような効果をもたらすのか私は疑問に思う。代理人の代理權を無効 (annul) にするためには、精神障害は痴呆 (dementia) と同程度になつていなければならないと私は考える。もし人が精神を全く失つてゐる (have no mind) といえる程度にまで精神障害になるならば、おそらくその人は契約上は死んでゐるものと考えられなければならないだろう。私はメラール裁判官の説示は正当であつたと考える。

ブレット控訴院裁判官。私はコットン控訴院裁判官から、かれが我々が到達した結論に賛成であるが、被告の妻の代理權が消滅したのか、あるいは契約者の責任は後見人 (commitment) が任命されるまで存続するのか、ということについては結論を出したくないということ述べるよう要請されてゐる。かれはただ、妻を代理人として表示することによつて被告は原告との間に妻は自分の代わりに行動する代理權を有しているという契約を締結したのであり、この代理權が撤回されたという通知を受けるまで原告は被告の表示に基づいて行動する資格があるという根拠に自分の結論を基礎付けてい

る。

被告の精神障害の程度 (the extent of the defendant's insanity) に関して現実には何らかの争点が存在していたのだったら、それは当然陪審に委ねられるべきであつたということ、そして、何ら争点については陪審に尋ねられなかつたのだから被告は私が既に述べた程度の精神障害であつたと推測せざるをえないということを私は付け加えたいと思う。単に精神的な錯乱状態にあるという事実から、その人が契約につき無能力である (incompetent to contract) という推測がなされてはならないと述べてもよいであらう。というのは、単に精神が薄弱であるとか部分的な錯乱状態にあるというだけ (mere weakness of or partial derangement) では、自ら締結した合意についての責任を免除するのには不十分だからである。

控訴棄却。

原告側ソリシタ アルフレッド E. コップ。
被告側ソリシタ ブレイクおよびウィール。

ヨング対トインビー事件

(Yonge v. Toynbee [1910] 1 K. B. 215) [控訴院判決]

ソリシタは、文書・口頭による名誉毀損の訴訟において被告の代理人として行動する外観を呈していたのだから、原告の訴訟費用を自ら支払わねばならないと命じることを、サットン裁判官が裁判官室で拒否したのを不服とする上訴。

被告のトインビーは、一九〇八年八月に、本件上訴における被告であるウォントナー氏とサンズ氏を、その当時原告によつて提起されると予想していた訴訟に対する防衛行為をするソリシタとして行動してもらうために雇つた。そして、九月に何回か、トインビーから本件上訴における被告に対して争点事実に関する説明がなされた。一九〇八年十月八日、トインビーは医師により精神異常であると認定され (was certified)、裁判上はするように宣告されていないものの精神障害者である (being a person of unsound mind not so found by inquisition) として拘禁命令 (detention order) が出された。本件上訴における被告は、その時点で、トインビーが神経衰弱

を患っており、家にいて、いかなる仕事にも関心を向けることができない、と聞かされていたように思われたが、実際には一九〇九年四月になって初めて、トインビーが精神障害であり、医師によつてそのように認定されていたことを知るに至つたのだつた。一九〇八年十月二十六日、原告は文書・口頭による名誉毀損であるとして、モーシードという人とトインビーに対して訴訟を提起した。十月三十日、本件上訴における被告が、トインビーの代理人として当該訴訟に対して応訴することを引き受け、十一月六日、その引受の履行として、実際にトインビーの代理人として応訴したのであつた。その後、原告は、その訴訟でトインビーとモーシードを共同被告としたのは誤りだと助言され、トインビーに対して訴訟を取り下げ、十二月十九日に文書・口頭による名誉毀損でトインビーに対して新たな訴訟を開始した。本件上訴における被告は、一九〇八年十二月二十一日、この訴訟においてトインビーに代つて応訴することを引き受け、それに基づいて十二月三十日に応訴した。一九〇九年二月二十二日に、本件上訴における被告は、訴訟における答弁書を提出し、特権を申し立て、原告の主張する文書・口頭による名誉毀損を否定した。一九

〇九年二月二十六日、トインビーの妻を一定の財産後見人 (committee) の権限を有するかれの財産の財産管理人 (receiver) に任命する、精神障害における命令が出された。原告はトインビーの答弁に対して訴答を提出した。そして、訴訟におけるその他の中間的な手続が行われた。その後、一九〇九年四月五日になつて、訴訟が正式事実審理に至つていない段階で、既に述べたように、本件上訴における被告はトインビーが医師によつて精神障害者として認定されていたことを知るに至つたので、遅滞なく、その事実を原告のソリシタに伝えたのであつた。その結果、訴訟のための後見人をトインビーに任命することにつき、原告のソリシタと本件上訴における被告との間にやりとりがなされたが、結局、誰も任命されなかつた。その後、裁判官室の補助裁判官に対して、訴訟における応訴とそれに引き続いて行われた全ての手続は削除されるべきであり、本件上訴における被告は権限なくしてトインビーの代理人として行動したのだから、原告に自ら訴訟費用を支払うべきである、という命令を求める申立が原告の代理人によつてなされた。補助裁判官は、訴訟における応訴とそれに引き続いて行われた手続は削除されるべきである

という命令を出したが、本件上訴における被告は原告の訴訟費用を自ら支払うべきであるという命令を出すことは拒否した。この補助裁判官の拒否を不服として、裁判官室のサットン裁判官に上訴がなされたが、サットン裁判官は補助裁判官の判断を維持した。そこで、原告は控訴院に上訴した。

十一月十二日。本件上訴における被告であるウォントナー氏とサンズ氏側の G. A. スコット弁護士。本件上訴の審理に対しては、予備的な異議 (preliminary objection) が存在する。裁判官室での申立は、原告とウォントナー氏とサンズ氏の間におけるかぎり、一八九四年の司法管轄権法 (the Judicature Act, 1894) 一条四項の意味における法廷実務と訴訟手続の問題 (matter of practice and procedure) ではなかったのである。司法管轄権法一条四項の下での控訴院への上訴は存在しない。さらに、このような申立に際して出された命令は最終命令であり、最終命令に不服なときは上訴権が存在するが、一条五項の下では、この上訴は合議法廷に対して係属するものである。マーチャントに関する事件 [In re Marchant [1908] 1 K. B. 998] は、この二つの点についての顕著な先例である。当該申立は、条文の文言の正しい意味においては、

訴訟から発生するものではなかった。当該申立は実際には、訴訟手続の削除を求める訴訟の召喚令状に付け加えられた訴訟開始召喚だったのである。当該申立は、裁判所の略式裁判権に対する申立だったのであり、このような申立に基づいて出された命令は、最終命令であつて、暫定命令ではない。この点につき、マーチャントに関する事件 [In re Marchant [1908] 1 K. B. 998] とヘイドン対カートライト事件 [Hayden v. Cartwright [1902] W. N. 163] 参照。

名誉毀損訴訟における原告たる本件上訴人側のモンタギュー・シアーマン勅選弁護士 (アーネスト・トッド弁護士とともに)。本件における真の争点は、命令が最終的なものであるか、暫定的なものであるかということではなくて、その命令が訴訟ないしは訴訟の関連においてなされたものであるか、ということである。このような申立は、訴訟に関連してなされたのならば、法廷実務と訴訟手続の問題である、というのが現実に機能している正しい準則である。これとは異なり、このような申立が訴訟と全く無関係である独立した手続である場合には、『一九一〇年次実務』の第二卷六五五頁、六五六頁を参照。これがマーチャントに関する事件 [In re

Marchant [1908] 1 K. B. 998) においてなされた区別であり、この事件では、ソリシタに対して実現するように求められたソリシタが引き受けた事は、結局、訴訟の過程においてはなされなかったのである。これに対して、本件においては、令状送達を受領を引き受けることによって、ソリシタは訴訟の範囲内に立ち入っているのである。本件における申立は、法廷実務と訴訟手続の問題であるとオディー事件 (E. H. Oddy [1895] 1 Q. B. 392) において判示されている、ソリシタの訴訟費用書の査定を審査するための召喚令状と同様に、法廷実務と訴訟手続の問題に他ならないのである。

G. A. スコットの訴答。本件が法廷実務と訴訟手続の問題であろうとなかろうと、本件が、一八九四年の司法管轄権法一条五項によつて、それを不服とする上訴が控訴院に対してではなく、合議法廷に対して、提起されなければならない、最終命令であることは、ヘイドン対カートライト事件 (Hayden v. Cartwright [1902] W. N. 163) とマーチャントに関する事件 (In re Marchant [1908] 1 K. B. 998) から明らかである。

バックレイ控訴院裁判官。私は、本件上訴に対する予備的

な異議は認められない、という見解を有している。名譽毀損訴訟の訴訟令状発給後において、被告トインビーのソリシタであるウォントナー氏とサンズ氏は、応訴することを引き受け、やがて、被告の代理人として実際に応訴したのである。その後、原告はウィルバーフォース補助裁判官に対して、応訴とそれ以後の全ての訴訟手続は削除されるべきであること、そしてウォントナー氏とサンズ氏は応訴以後生じた原告の訴訟費用を支払うよう命じられるべきであること、を申し立てた。この申立の根拠は、ウォントナー氏とサンズ氏が応訴することを引き受けた時あるいは、実際に応訴した時に、被告トインビーは精神障害 (not of sound mind) であった、ということであつた。補助裁判官は、申立の前半のみに限定した命令を出して、応訴とそれ以後になされた全ての訴訟手続は削除されるべきである、と命じた。しかし、かれは、ウォントナー氏とサンズ氏が原告の訴訟費用を支払うことを求める召喚令状の部分については命令を出さなかつた。裁判官室における裁判官へ上訴がなされたが、この補助裁判官の判断は維持された。したがつて、召喚令状の後半部分については、いかなる命令も出されていないということになる。原告に

よつてなされた当裁判所への上訴の通知においては、裁判官の命令が取り消されること、および、被告トインビーに対する訴訟に要した全ての費用ならびに裁判官室における訴訟手続に要した費用を原告に自ら支払うようウォントナー氏とサンズ氏が命じられることが求められている。要するに、本件上訴において原告は、当裁判所に、ウォントナー氏とサンズ氏は原告の訴訟費用につき支払義務がある、という判断を求めているのである。

「法廷実務と訴訟手続の問題については、判決を不服とするあらゆる上訴は、控訴院に対してなされなければならない。」という一八九四年の司法管轄権法一条四項の規定に本件があてはまらないということを根拠に、本件上訴の審理に対して、ウォントナー氏とサンズ氏の代理人によつて、予備的な異議が唱えられている。この主張は、上訴は控訴院に対してではなく、合議法廷に対して係属するものである、という。当裁判所が判断しなければならぬ争点は、本件が、一八九四年の司法管轄権法一条四項の意味における、法廷実務と訴訟手続の問題であるかどうかである。先例であるマーチャントに関する事件 [In re Marchant [1908] 1 K. B. 998] が依

拠されている。この先例は、ソリシタによつてそこで引き受けられたことは訴訟においてなされなかった、ということが分るまでは、本件に似ているように思われる。この先例における申立は、裁判所がそれ自身の成員に対して行使する裁判権に対する申立であり、ソリシタが、申立人に対して提起されるあらゆる訴訟において申立人が損害賠償責任を負わなければならないと保障すると文書で引き受けたので、その引受の下でそれに従つて支払義務ありと主張されている金額の金銭支払を申立人ないしは申立人のソリシタに対して行うよう命じられることを求める、訴訟開始召喚によつてなされたものだった。この引受は、訴訟の過程においてなされなかったのだ。この先例における判示を読むと、当該訴訟における当事者ではない人に対して訴訟で提起された訴訟手続と、訴訟外においてなされた引受を実行するよう裁判所に固有の裁判権の下で引き受けた人に対してなされた訴訟手続との間に区別がなされていたことは明らかである。郡裁判所がその管轄権を逾越するのを抑制する禁止令状を申し立てた事件であるワトソン対ペッツ事件 [Watson v. Petts [1899] 1 K. B. 54] において、A. L. スミス控訴院裁判官は、「当該条項において

述べられている法廷実務と訴訟手続は、高等法院における訴訟に関する法廷実務と訴訟手続の問題を包含するが、郡裁判所の裁判官がその裁判所の管轄権を踰越することを禁じるよう求める事件を包含しない。」と述べている。「法廷実務と訴訟手続」という表現は、訴訟自体における処置に限定されず、訴訟に関連する事柄をも包含するものである。本件においては、非公開手続のための申立 (summons) が訴訟におけるソリシタに対してなされているのである。この申立は訴訟の当事者のうちの一方のソリシタに対してなされているのであるから、私見によれば、訴訟に関連する法廷実務と訴訟手続に関する事柄にほかならない。したがって、私は、上訴は合議法廷に対してではなく控訴院に対して係属している、と考える。

本件上訴は、それ自体ソリシタに対して非常に重要な争点を提起するものであるから、三人の裁判官を擁する裁判所での弁論のため保留されねばならない。

スインフェン・イーディ裁判官。私は意見を同じくする。

予備的な異議は却下された。

W. J. B.

十一月十三日、十五日。名誉毀損訴訟における原告たる本件上訴人側のモンタギュー・シアーマン勅選弁護士ならびにアーネスト・トッド弁護士。裁判官室における裁判官は、スマウト対イルベリー事件 (Smut v. Ilbery, 10 M. & W. 1) ならびにサルトン対ニュービーストンサイクル会社事件 (Salton v. New Beeston Cycle Co. [1900] 1 Ch. 43) と先例に依拠している。しかし、スマウト対イルベリー事件 (Smut v. Ilbery, 10 M. & W. 1) は、代理人はただ何かな法なことを行ったときにのみ代理権担保違反 (breach of warranty of authority) について責任を負う、と判断した限りにおいて、コーレン対ライト事件 (Collen v. Wright, 8 E. & B. 647) によつて覆されている。この点につき、ハルボット対レンズ事件 (Halbot v. Lens [1901] 1 Ch. 344) におけるケッケウィッチ裁判官の判示部分参照。コーレン対ライト事件 (Collen v. Wright, 8 E. & B. 647) では、代理人として行動する外観を呈する者は、単に本人の代理人として行動する代理権があると自分で誠実に信じているということを保証す

るだけではなく、自分が有していると主張する代理権が実際に存在していることを絶対的に保証しているのである、という原則がはつきりと定立されたのだった。コーレン対ライト事件 [Collen v. Wright, 8 E. & B. 647] の原則は当初、契約に関する事件に適用されたが、オリヴァー対イングランド銀行事件 [Oliver v. Bank of England [1902] 1 Ch. 610] において、この原則は、ある人が他人の代理人として行動すると主張し、その表示 (representation) を信頼して行動するように第三者を誘引した、あらゆる事件について適用される、と控訴院は指摘したのであった。

ファーバンクの遺言執行者対ハンフレイズ事件 [Firbank's Executors v. Humphreys (1886) 18 Q. B. D. 54] もまた、コーレン対ライト事件 [Collen v. Wright, 8 E. & B. 647] の原則が契約以外の事件に適用された一例である。

【ヴォーガン・ウィリアムズ控訴院裁判官が、メリー対ニコルズ事件 [Merry v. Nickalls (1872) L. R. 7 Ch. 733; (1875) L. R. 7 H. L. 530] についで言及した。】

サルトン対ニュービーストンサイクル会社事件 [Salton v. New Beeston Cycle Co. [1900] 1 Ch. 43] も裁判官室で裁

判官が依拠した事件だが、誤った判示がなされたものである。なぜならば、スターリング裁判官は、コーレン対ライト事件 [Collen v. Wright, 8 E. & B. 647] によってスマウト対イルベリー事件判決がどこまで修正され、あるいは覆されたのかということを考慮することなく、スマウト対イルベリー事件 [Smout v. Ilbery, 10 M. & W. 1] に依拠したからである。

事実の点から、サルトン対ニュービーストンサイクル会社事件を、区別することも可能である。というのは、この事件においては、当初ソリシタは訴訟を防御する代理権を有していたが、このソリシタの代理権は公判直前になされた会社の解散によって撤回されたからである。これに対して、本件においては、ソリシタは応訴をした時点で、被告に代って行動する代理権を有していなかったのである。というのは、その時点において被告が精神障害 (insane) であったことについては、現在争われていないからである。ソリシタに代理権担保違反の責任を負わせるという見地からは、ソリシタが自分は被告の代理人として行動する代理権を有していると信じるにつき合理的な理由を有していたかどうかを考慮することは重要ではないのである。〔かれらは、ピーティー対イーベリー閣

下事件 [Beattie v. Lord Ebury (1872) L. R. 7 Ch. 777; (1874) L. R. 7 H. L. 102] にも言及した。]

本件上訴における被告であるウォントナー氏とサンズ氏側の G. A. スコット弁護士。サルトン対ニュービー・ストーンサイクル会社事件 [Salton v. New Beeston Cycle Co. [1900] 1 Ch. 43] の以前に、ソリシタが、代理権なくして行動したという理由で、裁判所の懲戒権行使において相手方の訴訟費用の支払を命じられている事件は、ソリシタが自分自身と自分自身の依頼人との関係において不法に行動しており、したがって、ソリシタが自分自身と依頼人との関係において当該訴訟費用の負担を命じられてもよかつたような事件であつたと思われる。これらの事件における裁判所の懲戒権行使の根拠は、たとえソリシタが善意で (bona fide)、'なんら不法ないしは詐欺的な意図を有せず'にそのような行動をしたのかも、しれなくとも、ソリシタが代理権なくして行動したので自分の依頼人に対して不法 (wrongfully) に行動したということであつたように思われる。サルトン対ニュービー・ストーンサイクル会社事件 [Salton v. New Beeston Cycle Co. [1900] 1 Ch. 43] の以前には、何らかの形で不法に行動することな

くして、ソリシタに対して懲戒権が行使されたような事件は全く存在しないように思われる。ソリシタと依頼人間の事件と、'コーレン対ライト事件' [Collen v. Wright, 8 E.&B. 647] が当てはまるような事件である、通常の代理人とその本人間の事件との間においては、非常に不完全な類似性が存在しているにすぎない。訴訟を防御するために雇われているソリシタは、商品売るために雇われている代理人と同じではない。ソリシタは法律の専門家として、そして、裁判所の成員として雇われているのであり、弁護士委任契約の撤回ないしは終了の通知を受けるまでは防衛行為において必要な処置を取り続けなければならないのである。ソリシタの契約は、訴訟が終了するまで訴訟の防衛をし、その目的のために必要とされるあらゆる処置を取る、不可分契約であり、そのようにし損なつたときは、ソリシタは契約違反を犯しているのである。アンダーウッド、サン並びにパイパー対ルイス事件 [Underwood, Son & Piper v. Lewis [1894] 2 Q. B. 306] 参照。本件のおかれた状況においては、仮にソリシタが被告の代理人として取つた処置を取り損なつていたとしたならば、ソリシタは非常に重大な責任をこうむつていたところだつたであら

う。それゆえ、ソリシタは被告に対して不法に行動した、ということはとうていできないのである。ソリシタは、予想される訴訟につき依頼人の防御を行うために依頼人によって雇われていたのであり、その目的のために依頼人によって十分に事件内容の説明を受けていた。そして、その後になつて、依頼人は病状が重くて仕事に関心を向けることができないとソリシタは知らされたのである。このような事実状態のもとでは、実際に行われた処置において、ソリシタはただ自分の義務とされたことを行っただけであり、法的ないしは道徳的に悪いことは何も行つてはいなかつたのである。

実際は、スマウト対イルベリー事件 [Smut v. Ilbery, 10 M. & W. 1] において依拠された原則は、本人が代理人にその性質上継続的な権限をもつ代理権を与え、その代理権がたとえ本人の死亡によつて代理人が知らずして消滅するのならば、そのような場合には、代理人が自分の代理権はこのようにして消滅したのだという事実の通知を受けるまでは、代理人は当初与えられていた代理権を実行してなした行為につき誰に対しても自ら責任を負わない、というものであつた。スマウト対イルベリー事件 [Smut v. Ilbery, 10 M. & W. 1]

においてこのように規定された原則は、その後のいかなる事件によつても実際には覆されていない、と述べられている。

サルトン対ニュービー・ストンサイクル会社事件 [Salton v. New Beeston Cycle Co. [1900] 1 Ch. 43] の事實は、かなりの程度本件の事実と似通つている。サルトン対ニュービー・ストンサイクル会社事件では、ソリシタが当初会社名義で訴訟を防御する代理権を有していたが、そのソリシタの代理権は、公判直前の会社の解散によつて消滅してしまつた。訴訟は会社が存在しているという仮定のもとに審理され、原告勝訴の判決が下された。ソリシタも原告も、公判後になつて初めて、すでに会社が解散していたということを知つたのだつた。ソリシタは会社解散の日以降の原告の訴訟費用を支払うように命じられうるという原告によつてなされた申立について、スターリング裁判官は、スマウト対イルベリー事件 [Smut v. Ilbery, 10 M. & W. 1] において規定された原則を適用して、ソリシタは、会社を代理する代理権を当初有していたのだから、会社の解散について知つていたか、当然払うべき注意を払つていれば知つていたかもしれない時まで、は、会社の解散によつて代理権が撤回された後に、その代理

権に基づいて行動したことにつき責任を負わない」と判示した。しかし、スターリング裁判官は、公判当日にソリシタは会社の解散総会がすでに開催されたということを知らされたので、その日にソリシタは会社が解散しているのかどうか照会する責任を負わせられたのであり、したがって、その後か

かった訴訟費用については責任を負う、と判示したのであった。以上の先例により導かれる結論は、裁判所はその懲戒権行使において、本件のソリシタに対して原告の訴訟費用を支払うよう命じるべきではない、ということであると述べられている。〔かれは、さらに、ニュービギン バイザスィーガス会社対アームストロング事件 [Newbiggin-by-the-Sea Gas Co. v. Armstrong (1879) 13 Ch. D. 310]、ナース対ダーンフォード事件 [Nurse v. Durnford (1879) 13 Ch. D. 764]、フリッカー対ヴァングルルテン事件 [Fricker v. van Grutten [1896] 2 Ch. 649]、ゲイリンガー対ギップズ事件 [Geilinger v. Gibbs [1897] 1 Ch. 479]、レイノルズ対ハウエル事件 [Reynolds v. Howell (1873) L. R. 8 Q. B. 398]、法務総裁対オデル事件 [Attorney-General v. Odell [1906] 2 Ch. 47]、オリヴァー対イングリッシュ銀行事件 [Oliver v. Bank of

England [1902] 1 Ch. 610]、スターキー対イングリッシュ銀行事件 [Starkey v. Bank of England [1903] A. C. 114]、ドゥル対ナン事件 [Drew v. Nunn (1879) 4 Q. B. D. 661, at p. 666] も援用した。〕

原告側の E. トット弁護士の訴答。本件のような事件において、ソリシタは不法に行動した場合にのみ訴訟費用を支払うよう命じられようという提案は、フリッカー対ヴァングルルテン事件 [Fricker v. van Grutten [1896] 2 Ch. 649] およびゲイリンガー対ギップズ事件 [Geilinger v. Gibbs [1897] 1 Ch. 479] と相容れない。スターキー対イングリッシュ銀行事件 [Starkey v. Bank of England [1903] A. C. 114, at p. 666, 118, 119] におけるゲイヴィ裁判官の判断は、コーレン対ライト事件 [Collen v. Wright, 8 E. & B. 647] において述べられたように、代理人と推定される者がその代理権の瑕疵について知っているかどうかということは法適用上重要ではない、ということを示している。

ソリシタが事件内容の説明を受けてからすでに時の経過が進んでいるということ、そして、ソリシタは依頼人が神経衰弱を患って家に閉じこもっていることを知っていたという事

実、これらの点に鑑みれば、本件のソリシタは、当初の事件内容の説明に基づいて行動する前に、依頼人の精神状態につき照会をしなかった点につき、過失を犯していたのである。

後日言渡判決。